

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育総務課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月27日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|--|
| (3) 教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク 教育委員会の主管課としての役割について 消費税率改正等の法改正に伴い、一律に変更契約が必要な事務において、部の主管課として指示を出すなど確実性を担保する措置を徹底すること。 | 【 措置済 】 令和 3年 1月29日 教育委員会の研修は、令和元年度の個人情報保護の研修及び令和2年度定期監査結果を受け、会計事務研修を実施した。今後、法改正等で必要な場合においては、研修等実施し、リスクを回避するよう努めたい。 |

| | |
|--|--|
| <p>(5) 学校プール運営業務委託が適切になされないリスク 学校プール運営業務について 学校によってPTAのみでの運営や、地域住民や学生ボランティアにも依頼するなど違いが生じている。事故発生時の責任の所在が不明確になることや、学校ごとに安全性が異なることが懸念されるため、教育委員会として全市の統一的な基準を示し、安全な学校プール運営に努めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 本事業は、PTAへの委託事業であるため、運営はPTAスタッフにより実施している。安全対策強化については、実施校は監視員講習の受講を必須とすること、プールサイドには監視員6名以上（うち1名を監視責任者）配置することといった監視に係る基準を仕様書に明記し、実施報告書の提出をもって確認としている。さらに、PTA監視員に対し、市営プールの監視業務を行っている担当者による監視指導を新たに行うほか、安全対策に係る物品の事前準備等費用の増額など、安全対策の強化に努めている。</p> |
| <p>(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 上記のとおり、事故発生時の責任の所在や監視に係る基準等を仕様書に明記するとともに、実施にあたっての安全対策強化として、市営プールの監視業務を行っている担当者による監視員の指導員の配置や消耗品などの購入に係る準備を行うなど、計画的に安全対策の強化に取り組む。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 業務分担の見直しをはかり、ノー残業デーや休暇取得について積極的に声掛けを行った。 年間360時間を超える時間外勤務を行った職員は、令和元年度に1名、令和2年度は2名であった。令和元年度は、選挙事務によるもの、令和2年度は、欠員状態によるものが理由であったが、令和3年10月の人事異動によりその欠員状態が解消されたことから、今後は、時間外勤務をできる限り縮減するよう努めたい。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 朝礼等での声かけや業務分担の調整を行ったことに加え、上記の人事異動により欠員状態が解消されたことから、時間外勤務を縮減することができた。令和4年度は、年間360時間を超えることがないように課内で声掛け等を実施する。</p> |

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|--|--|
| <p>① 社会教育関係事務の補助執行について【有効性の視点】</p> <p>社会教育関係事務を所管する社会教育・文化財課において、社会教育委員の意見を補助執行職員に通知するなどして、補助執行の事務を管理しているが、事務の執行状況に係る報告を受けることにとどまるなど、その管理状況は十分なものとは言えない。当課は、事務の補助執行の適否が問題になったときに社会教育・文化財課と連携して対応することとしている。社会教育事務が効果的になされるとともに、それぞれの事務が相乗的な効果が挙げられるよう、教育委員会の主管課として補助執行の事務の管理の検討をすること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>社会教育・文化財課が所管する社会教育関係事務については、今後とも、より効果的、効率的に教育委員会の取り組みが遂行されるよう、各課の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、組織のあり方についても必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>また教育総務課においても主管課として、社会教育・文化財課と連携し、当該事務の効果を上げられるよう、補助執行の事務の管理の検討を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度の組織機構の改編により、社会教育・文化財課が市長部局へ移行される。その際、組織機構の改編の担当課である総務部総務課と教育総務課、また一部補助執行の事務を受ける市民生活課とで協議を行い、相乗的な効果が挙げられるよう、当該事務の管理の検討を行った。</p> |
| <p>② 条例及び規則等の制定改廃における法的審査について【有効性の視点】</p> <p>条例、規則等の改正は、教育総務課へ合議を行い、教育長まで決裁をとり、教育委員会会議へ諮っている。現在、職員には例規担当経験者もあり、法的審査能力を有しているが、今後も、そのような体制を継続すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>教育委員会としても引き続き例規担当経験者を教育総務課に配置するよう人事課に図りたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>教育委員会としても引き続き例規担当経験者を教育総務課に配置するよう人事課に要望を行った。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>③ 学校規模等適正化事業について【住民福祉の向上の視点】 各校の規模の適正状況を判定、評価し、最適な教育を受けさせられることを考えているが、学校施設の状況については子どもたちの公平性が担保されているとは言えない。現場の状況を確認し、柔軟に修繕の対応をすることで均一な教育環境でより良い教育が受けられるようにすること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 本事業は、適正な学校規模や学校配置、学校施設等のあり方について、基本的な考え方をとりまとめ、向こう10年間の児童・生徒数推計による適正状況判定に基づいた対応方針を示すものである。 学校規模等の適正化には、教育環境の充実・改善、地域コミュニティの核としての性格への配慮、教育の平等と魅力ある学校づくりの推進、まちづくりとの連携・行政が一体となった取り組みの必要性等を考慮して取り組んでいく。 また、学校施設の環境改善については、教育施設課と連携し、現場の状況と、今後の推計等も加味して対応していく。</p> |
| <p>④ 学年会計の外部監査について【有効性の視点】 小学校によって、学年会計の監査をコミュニティスクール運営協議会委員で会計事務に明るい委員が行っている学校がある。外部の方に見ていただくのはよい取り組みであり牽制がきくことから、他校にも導入することで会計報告のリスク管理ができるような体制とすること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 四日市市立小中学校集金事務の手引に監査を行う者の選任をそれぞれの会計ごとに当該会計に関与していない第三者から選任すると規定しており、リスク管理ができるような体制を構築するよう、今後とも努めたい。</p> |
| <p>⑤ くすの木駐車券出納簿について【効率性の視点】 駐車券出納簿において、出納員の押印漏れが見受けられた。頻繁に使用しない部署においては押印を省くなど抜本的な見直しができるのであれば、業務の無駄を省き効率化を図れることから、担当課と協議すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 駐車券出納簿の押印については、ダブルチェック等を行い、今後は押印漏れがないように徹底する。また金券管理の担当課である会計管理室と協議したが、「金券の管理の基本方針」の規定により、現状から抜本的な見直しを行うことは、困難であるとの回答であった。</p> |
| <p>⑥ 法令遵守推進員について【有効性の視点】 法令遵守推進員は、専門的な知識やノウハウを持っていることからその知識を共有し、職員のレベルアップにつながるよう活用すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 総務部が不当要求行為・暴力行為等への対策研修、庁内掲示板等により、各所属長及び法令遵守推進員へ周知等を行っていることから、それらを課長会等の場を活用しながら教育委員会内での周知徹底を行うこととした。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑦ 職員の退職について【有効性の視点】 メンタルにより職場を失うことは職員の人生に関わるため、メンタルケアの研修を行い、時間外勤務の縮減を含めワーク・ライフ・バランスを促すよう管理職は目配りをする。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 ノー残業デーの日の朝礼で定時退庁を呼び掛けるとともに、終業のチャイムが鳴った時点で帰宅を課員へ呼びかけるなど、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知している。またこころの健康相談室に係る記事を学校掲示板に掲示するなど、相談窓口の周知を図っている。また職員安全衛生委員会が開催する（※令和2年度及び3年度は中止。）衛生週間記念講演会についても積極的に出席するほか、不定期ではあるが、庁内掲示板等で示されたメンタルケアに係る研修があれば、参加できる環境を確保していく。</p> |
| <p>⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】 「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 上記のとおり、衛生週間記念講演会やメンタルケアに係る研修があれば、参加できる環境を確保していく。</p> |
| <p>⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】 「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 令和2年度に行った教育ビジョン調査にて、こども広報に関しての設問を設けたが、学校がこども広報を活用しなかった、あるいはできなかった理由のうち、最も多かったのは「活用する時間がない」であった。発行時期等のスケジュールを見直し、活用できる時間（期間）を設ける。</p> |
| <p>⑨ 私立学校等教育補助金について【経済性・有効性の視点】 四日市市私立学校教育補助金交付要綱において、補助対象校は四日市市、桑名市及び鈴鹿市に設置された私立学校としている。補助対象校の設定基準が不明瞭であるので、明確に説明できるようにしておくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 学校におけるこども広報の活用について、発行回数を6回から4回に見直し、授業等において活用できる期間を設定した。また、紙面の記事を教材として活用したキャリア教育につながる学習や国語科をはじめとした言語活動の一環とした取組など、具体的な活用場면을例示し、教職員研修の場面で紹介するなど、積極的な活用に向けた取り組みを進める。</p> |
| <p>⑩ 学校の建て替えについて【効率性の視点】 鈴鹿市では校庭の広さや地域のコミュニティ施設としても使用できる学校の建て替え計画があり、非常に恵まれた環境である。当市も建て替えの際には他市の施設の状況を参考にすること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 教育委員会としては、公費のバランスを考え、補助対象校を左記要綱第3条に四日市市、桑名市、鈴鹿市に設置された私立学校等と規定している。その設定基準は、隣接市に設置されていることである。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 学校施設を所管する教育施設課において、校舎の建て替えの際には、校舎をできる限り集約化し、限られた敷地の有効活用を図るとともに、他市の施設の状況についても参考にしていく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育施設課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月18日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|--|
| <p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 所属長がヒアリングと分析を行い、時間外勤務が多い職員については、係内や係間で業務を組み替えるなど工夫している。また、書類の電子化を行い、業務の効率化にも努めている。一方、施設の計画的な大規模修繕が今後も続き、それに伴う設計業務や事務作業が見込まれることや、コロナ感染拡大防止のための職員の兼務や動員もあり、時間外勤務縮減を困難にしており、令和2年度の時間外勤務は月平均35時間であり、令和元年度の33.6時間に比べ増加となった。今後も分析や再確認を行うとともに、毎週水曜日と毎月第4金曜日のノー残業デーについて朝礼時や終業時刻に職員同士で声をかけあい、時間外勤務の縮減に向けた意識づけを継続していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 所属長のヒアリングや書類の電子化等、引き続き取組みを進めている。一方、施設の計画的な大規模修繕や更新に伴う設計業務等が続いており、それに伴う国庫補助業務や財産管理業務等の事務作業も増加していることや、コロナ感染拡大防止のための職員の兼務や動員頻度も増加している。さらに令和4年度は正規職員数が1名削減されたことに加え、育児休暇を取得する職員がいることなどから、時間外勤務の縮減が厳しい状況にある。今後もノー残業デーの取組みや職員間での相互の協力を継続していく。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(5) 財産管理のリスク</p> <p>学校用地の賃借について、将来にわたる賃料の負担を考えると借地を購入したほうが有利であることも想定される。学校用地の購入も検討すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>借地の面積や借入先の状況はそれぞれ異なり、状況に応じた検討が必要である。関係部署へ相談を行う等、対応を引き続き検討する。国有地については、今後も東海財務局とは継続して協議を行っていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>借地のそれぞれ異なる状況に応じた検討を行う中で引き続き関係部署への相談等行っていく。国有地の購入については、測量や不動産鑑定などが必要となり、その事務手続と手順の確認を行った。今後も東海財務局とは継続して協議を行っていく。</p> |

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|--|--|
| <p>① 樹木の適切な管理について【有効性の視点】</p> <p>台風などによる倒木被害が発生しているため、大きくなりすぎた樹木や支障木を優先して伐採しているが、各学校に切株や根が残っているところがある。子どもの使用する学校スペースであることから事故が発生しないよう管理を行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 2年12月28日</p> <p>切株や根を残さないためには伐根をする方法があるが、伐採に比べ伐根は費用が多くかかったり、また法面付近の伐根は地面の強度を下げるおそれもあるため、現場状況を鑑みて行う必要がある。伐根の希望があった学校のうち、遊具の近辺等子どもが常に使用するスペースで伐根による地面への影響のない現場について伐根を行った。今後も切株や根が残っているところについては学校と相談し、状況に応じて対応していく。</p> |
| <p>② 学校林等の整備について【有効性の視点】</p> <p>学校にある林などの環境で学習していく需要は高まっている。みえ森と緑の県民税などの財源を積極的に活用し、学校で使える林や森の有効活用に努めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 3月12日</p> <p>これまで学校林の整備の際には、みえ森と緑の県民税を活用して整備をおこなってきた。今後も学校や地域との連携を図りながら、学校林を有効活用できるように剪定や危険樹木の伐採などの対応を行っていく。</p> |
| <p>③ 現場を反映した施設修繕について【有効性の視点、効率性の視点】</p> <p>ア 学校によって職員室が非常に狭く暗いため執務環境が悪い。当面は手狭であるため、期限付任用職員を別の部屋に移すことを検討しているが、緊急避難的な対応はやむを得ないものの、長期にわたるのであれば教員間の情報共有の面からも望ましくない。教員間の意思疎通による業務の効率性、情報共有や教員のモチベーションを考慮した施設修繕を図ること。</p> <p>また、真摯に教員の相談に応じることや、現場に足を運び学校現場の視点で施設を整備することに心掛けること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>大規模改修工事の際には職員室の改修をし、手狭な職員室については改善を行っている。今後の大規模改修工事においても手狭な職員室については改修や増築を行うことにより改善を図っていく。</p> <p>日常の整備については、これまでも学校からの相談があるとその都度学校現場の状況を確認して対応を行っている。引き続き学校現場の視点を意識した施設整備を行っていく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>イ 学校によって施設面での大きな差（十分なスペースが確保され、整った学習環境の学校がある一方、廊下の不陸や壁のひび割れが放置されたままであるなど）が見受けられた。公教育における公平性の観点から、改めて各学校現場を見直し、施設面での教育環境の充実、学校間格差の解消に努めること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月31日 廊下の不陸や壁のひび割れについては修繕を行い改善に努めた。今後も学校の施設整備計画に基づき、学習環境の改善を図っていく。</p> |
| <p>ウ 職員室からの見通しについて、防犯の観点から防犯カメラで監視するだけでなく、先生方の目が行き届くよう職員室前の樹木伐採の必要性について検討すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月18日 学校から希望箇所をとりまとめ、毎年冬季に樹木の剪定を行っているが、加えて、支障木や危険木の剪定も随時行っており、職員室前の樹木が見通しを遮っている学校について伐採や、低木の刈込を行い、職員室からの視界の確保に努めた。</p> |
| <p>エ コロナ禍の中で教室の窓を開けて授業を行っているが、工事による騒音には十分に配慮すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日 工事施工の際には、工事発注課と協議し、騒音の発生する時間帯を調整したり、防音シート等の仮設材で対応するなど、学校運営に影響のないよう配慮していく。</p> |
| <p>④ 子ども数の推移に合わせた施設整備について【効率性の視点】 分譲地やマンションが建設されると将来的な子どもの数にも影響する。教育総務課とも連携し、子どもの数の推移を想定した施設整備を行い、普通教室の確保を図ること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月20日 国の方針により令和3年度から公立小学校の学級編成を40人から35人に引き下げることとなった。これを受けて35人学級の実施に伴う普通教室数について、四日市市学校規模等適正化計画に基づき確認したところ、今後教室不足が発生する学校が判明したため、不足が見込まれる年度までに整備を行うこととした。今後も学校規模等適正化計画に基づき、普通教室の確保を図っていく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

| 監査結果 | 対応状況 |
|--|--|
| <p>(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課の原課契約工事において、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数あるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 四日市市原課契約工事事務取扱要領において、建築、営繕工事に関するものは100万円未満までは原課契約工事を行うことができると定められている。令和元年度の当課の原課契約工事には、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数見受けられた。同程度の工事でも工事量が多く発注時期も異なることから、契約状況を適格に把握するため、工事業者や工事内容をリスト化して管理する手法を検討している。更に、品質を確保しつつ効率よく適正な価格で発注する方法を研究すること。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>工事の契約状況については、係において予算の執行状況を管理するとともに、管理職においても件名、業者名、金額を表にし、偏りがないかチェックを行う手法を取り入れた。今後も適切に業務を行うよう、継続してチェックを行っていく。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないよう緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>工事の執行状況について、予算執行状況の管理や、取り入れたチェック手法により件名、業者名、金額のチェックを継続して行っている。</p> |
| <p>・ 契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないよう緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>契約にあたっては、四日市市原課契約工事事務取扱要領や金額に応じて適切に随意契約を行っている。また、契約の際には複数の学校を併せた発注を従来より行っているが、まとめて発注を行うと学校運営に支障をきたすものについては随時行う必要がある。</p> <p>今後も事後保全型の修繕から予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に予防修繕に取り組んでいく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>四日市市原課契約工事事務取扱要領や金額に応じた適切な契約や、複数の学校を併せた委託、学校施設長寿命化計画に基づく計画的な予防修繕への取り組みを引き続き行っている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(6) P F I 事業のリスク</p> <ul style="list-style-type: none">・ P F I 事業による施設整備について、適切な方式のもとに行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ P F I 事業については、過去4校の学校施設の改築に活用しており、令和元年度においては空調設備の整備等に活用している。当課のP F I 事業の活用については、国からの補助や市のP P P / P F I 手法導入優先的検討要綱に基づき適切な手法を取っていくとしているが、今後の活用方針を明確にするため先進市の事例を調査研究する必要がある。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>当課のP F I 方式で行った学校施設の改築や空調設備の整備については、国からの補助金等を考慮し、B T O方式を採用している。</p> <p>今後、P P P手法の多様化に伴い、他市事例を参考にし、手法について調査研究していく。</p> |
| | <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>現在、空調設備整備のP F I 事業を行っているが、他市事例も参考にしながらB T O方式で行っている。引き続き他市事例等について調査研究していく。</p> |

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 社会教育・文化財課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月17日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>(2) 単独随意契約における不適切な事務手続 単独随意契約の業務委託において、業務日誌にチェック漏れがあったり、履行確認の記録が残されていなかったりするなど、文書作成について不備が多く見受けられ、委託先への牽制も不十分と思われる。再度、共通事務全般におけるチェック体制を見直し、内部統制が機能する体制づくりを行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 履行確認の書類について、書類の不備がないよう複数の職員での確認を徹底した。また、監査における指摘事項等を課員に共有するとともに、部内の会計事務研修への出席や、出納会計事務実務研修会の資料の回覧、不備があれば朝礼での周知などを通じて、基礎的な事務手続きの確認事項を見落とさないよう、その都度基本に立ち返るように課員に周知徹底した。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| <p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 選挙等の特殊要因を除いた令和2年度の時間外勤務は、令和元年度と比較して、1人当たり月平均時間が5時間、課全体の年間時間数が317時間増加したため、業務分担の見直しや、ノー残業デーの意識付け等を行っているものの、令和3年度の時間外勤務は、9月末時点で令和2年度の同時期を上回る状態にある。今後は、さらなるノー残業デーの徹底や、時差出勤勤務制度の活用等を積極的に行い、時間外勤務の縮減を図るよう努めていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 選挙や新型コロナウイルス保健所動員の特殊要因を除いた令和3年度の時間外勤務は、令和2年度比13時間の減少となった。今後もノー残業デーの徹底や、ワーク・ライフ・バランスの啓発、仕事の効率化を図り、時間外勤務の縮減を図るよう努めていく。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| <p>① 適切な事務処理について【合規性の視点】 原課契約工事において、業者から提出される見積書の内容の適正性の確認や材料検収・履行確認が十分に行われていない事例や、業者との工事内容変更に係る協議内容が記録に残されていない事例が見受けられた。また、支払事務においても、不適切な事例が見受けられた。個々の事務に当たっては、基本に立ち返り、適切な処理方法を根拠法令等により確認し、確認結果は記録として残すなど、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 見積書の内容の適正性の確認については、決裁時だけでなく、担当以外が見積書を開封する際、金額以外の確認も忘れずに行うよう周知徹底した。また、履行確認については、数量の確認を要する場合は、現地で立会を行うとともに、その状況を写真撮影し、展開図なども提出してもらうようにした。工事内容変更に係る協議の記録については、都市整備部で使用されているものも参考に記録を残すようにした。支払い事務においては、請求書受け取り後、事務の遅延がないよう留意するとともに、日付記入済みの請求書を提出するよう業者へも依頼した。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>② 効率的な出勤体制について【効率性の視点】</p> <p>寺方町の北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所に、ほぼ毎日、一旦本庁に出勤してから公用車で出張し、業務終了後、また公用車で本庁に戻っている職員がおり、1日の走行距離は往復20kmにもなっている。本庁での業務もあるとのことであるが、業務効率が悪く、また、交通事故を起こす可能性も大きい。（実際に、令和元年に事故を起こしている。）効率的で安全な勤務体制を検討すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>埋蔵文化財の職務は、本庁での課内の打ち合わせや開発者との協議、市民や開発者の書類提出の窓口対応、また寺方町にある文化財整理作業所での出土品の整理作業や発掘調査報告書作成、本庁からの連絡伝達、そして市内発掘現場での調査など、一つの場所に留まることが難しい状況である。業務の効率化によって移動を極力少なくするほか、担当している職務に係る移動が必要となる場合には、一層の交通安全に努めていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>埋蔵文化財の職務場所は、本庁及び文化財整理作業所、市内の発掘現場等多岐にわたり、一つの場所に留まって職務を遂行することが難しい状況であったが、極力不必要な移動を少なくなるよう努めた。なお、北勢バイパスに関わる発掘調査が終了したことから、出先での業務は減少する見込みである。今後も担当している職務に係る移動が必要となる場合には、一層の交通安全に努めていく。</p> |
| <p>③ 業務知識の継承について【有効性の視点】</p> <p>専門職員である学芸員が複数在籍し、経験年数も長い。専門的な知識やノウハウをどのように次世代へ継承していくかについて、検討を継続していくこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和4年度採用として学芸員（考古）1名を予定しているが、今後も専門的な知識やノウハウを次世代へ継承するため、継続的に学芸員の採用を要望していく。</p> |
| <p>④ まちじゅうこども図書館事業について【有効性の視点】</p> <p>図書館により、本の配置や管理状況の良不良に差が見受けられる。税が投入されている図書館であり、できる限り現場に出向き、気づいたことを意見するなど、市民がもっと本を読んでみようと思える環境づくりの視点に立って管理をすること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>本や書類等の配付の際に、あわせて本の配置や管理状況等を確認している。今後も可能な限り現地を確認するとともに、改善が必要な点が見受けられるような場合には図書館に伝え、より市民や子どもたちが本に親しめる環境となるよう努めていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度に本の更新があったまちじゅうこども図書館については、本の配達の際に本の配置や管理状況等を確認するよう努めた。今後も、市民や子どもたちが本に親しめる環境づくりのため、各まちじゅうこども図書館の管理状況等の確認や改善に努めていくよう図書館へ業務を引き継ぐ。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

| 監査結果 | 対応状況 |
|--|---|
| <p>(6) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 久留倍官衙遺跡公園、北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所においては、直接勤務場所へ出退勤する会計年度任用職員が数名いるが、勤務状況の確認が適正に行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 出勤の確認は、本庁への電話連絡により行っており、課長が抜き打ちで月2回ほど訪問して、確認をしているとのことであるが、記録を残していない。執務日誌等に、訪問・確認等の記録を残し、内部統制の強化を図る必要がある。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>引き続き本庁への電話連絡による毎日の出勤確認を行うとともに、月2回程度課長が抜き打ちで訪問し、その際には執務日誌に記録するよう改めた。</p> <p>また、課員が調査等のため市内現場に出向く際には立ち寄るなどして、勤務状況や業務の進捗状況を確認している。</p> <hr/> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>本庁への電話連絡による毎日の出勤確認を行うとともに、月2回程度課長が抜き打ちで訪問し、その際には執務日誌に記録するようにした。</p> <p>また、課員が調査等のため市内現場に出向く際には立ち寄るなどして、勤務状況や業務の進捗状況を確認している。</p> |

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 教育委員会 図書館
 3 監査実施期間 令和 2年11月25日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| <p>(6) 館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク</p> <p>① 書類棚について 点字録音資料室の書類棚において、転倒防止装置のないものが見受けられた。改めて館内を点検し、固定していない書類棚については危険なため固定すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月29日</p> <p>改めて館内の点検を行い、固定されていない点字録音資料室の書架について、固定金具を取り付け転倒防止対策を行った。</p> |
| <p>② 館内の整理整頓について</p> <p>ア 館内の見えない部分の管理が不十分である。バックヤード、ロッカーや書庫の整理整頓に努めること。また、事務室が細長いことから見通しがきかない環境である。ミスを防ぐためにも職員間の死角をなくすレイアウト等を検討すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>バックヤードの整理整頓について、状況を確認しキャビネットの中に収納するなど整理整頓を行った。また、レイアウトについては、これまでも室内全体に目が行き届くように管理職を中央に配置している。今後大幅なレイアウト変更については構造上難しいが、卓上の書類を整理することで障害物を減らし、死角をなくすようにしていく。</p> |
| <p>イ 書庫に散在しているファイル等の不用品らしきものや、事務室内の使用の見込みがないパソコン、カメラについて、不用品は処分し、整理整頓をすること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>書庫及び事務室内の整理整頓を行い、不用品の処分を行った。</p> |
| <p>(7) 現金の取扱いが適正になされないリスク</p> <p>現金の管理について</p> <p>ア 現金の取扱いの際には、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取り扱うよう再度ルールを徹底し適切に管理すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月11日</p> <p>現金の取り扱いについては、複数の職員で確認を行うよう再度徹底した。</p> |
| <p>イ 手提げ金庫が複数あり、誰でも現金に触れる可能性があるため、大型金庫を設置するなど、事故のないよう適切に現金の管理をすること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>大型金庫は設置場所の課題があるため、金庫内の整理を行い金庫の数を減らした。また、金庫及び金庫を収納している棚の鍵の管理者や現金の取り扱いについて、取扱者間で再度確認を行った。</p> |

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| <p>(2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク 災害発生時の図書の移動について 浸水に備え重要な資料は2階に保管し、1階の資料は2階、3階へ移動させることを想定しているとのことだが、人命が最優先のため緊急避難時に図書を移動することは、困難であると思われる。緊急事態時に1階の資料を傷めずに保管する方法について検討すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月11日 浸水への備えとして1階の資料を傷めずに保管する方法について検討を行ったが、1階の全ての資料を傷めずに保管することは日常の資料の利用を考慮すると難しいため、優先して保護すべき資料である歴史的価値のある資料や地域に関する資料は、2階書庫や地域資料室などできる限り上層の階に置いている。また、土のうを備えるとともに、緊急避難的には、3階学習室、スナックコーナー、2階視聴覚ホール、郷土作家コーナー等に避難させることを考えているが、人命を最優先とする。</p> |
| <p>(4) 新図書館の情報共有がなされないリスク 新図書館の要望について 新図書館について、司書の意見や要望について聴取する機会が政策推進課との間で持たれていない。図書館の在り方などの市民から求められていることを把握しているのは司書等現場の職員であるため、図書館職員の意見を十分反映させる機会を設けること。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 政策推進課が作成した資料を職員全員へ回覧し、意見を募り政策推進課へ伝えた。今後も政策推進課と現場の司書とが意見交換ができる場を設けられるよう、政策推進課へ働きかけていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 館内での職員研修や資料の回覧等を通じて、新図書館に関する情報や課題を図書館職員全体で共有した。令和4年度は、新図書館の設備・導入機能等について、政策推進課と適宜打ち合わせを行い、情報収集に努めるとともに、司書から聴取した意見を積極的に伝えていく。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|--|
| <p>① 老朽化について【有効性の視点】 昭和48年に開館のため、施設の老朽化が見受けられる。来館者の利用に支障をきたさないように早期に修繕対応を行い、利用者のサービスの向上に努めること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月15日 令和2年度については洋式トイレの温水洗浄便座化を行い、利用者サービスの向上に努めた。今後も来館者の利用に支障をきたさないよう計画的に修繕を行うとともに、利用者サービスの向上に努めていく。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>② 新図書館への移転について【経済性の視点】 新図書館への移転に合わせて図書の保管、貸出の効率化を図るため、RFID（情報読み取り技術）システムの導入を考えている。RFタグの取付けには時間を要するため、移転に間に合うよう効率的に作業を行うこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月11日 RFタグの導入については、新図書館に向けて計画的に行っていく。</p> |
| <p>③ 適正な事務処理について【法規性の視点】 支払遅延等、事務処理誤りが見受けられた。会計規則等のルールにのっとった事務処理の再徹底を行い、チェック体制の強化をすること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月11日 事務を担当する職員について、会計事務研修会の資料を用いて請求日などの請求書のチェック項目、不備事項の処理方法の確認を行い、再度徹底を行った。</p> |
| <p>④ 女性への配慮について【有効性の視点】 女性が多い職場であることから体調への配慮及び新たに職員が採用された際には疎外感を感じることがないように、また、早く職場になじめるような環境への配慮をすること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 6月30日 新たな職員へは状況を見ながら段階的に業務内容の説明を行うとともに、適宜声をかけ疎外感を感じることがないようにしている。また、全職員に対して所属長が定期的な面談を行うことで、日々の業務についてや課題等の話を聞いている。</p> |
| <p>⑤ 図書館協議会及び子どもの読書活動推進事業について【有効性の視点】 図書館協議会及び子ども読書ネットワーク協議会において、委員の欠席が見受けられた。図書館の事業にご意見をいただくという立場であるため、出席できるよう日程調整するとともに出席について働きかけをすること。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 委員全員が出席できるように早い時期から日程調整を行っており、欠席の場合は事前または会議後に意見を求めている。今後も委員の出席が可能となるような日程調整に努めていく。</p> |
| | <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 委員が出席しやすいよう、早い時期から日程調整を行っており、欠席の場合は事前または会議後に意見を求めている。今後も委員全員の出席が可能となるような日程調整に努めていく。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>⑥ 点字録音図書について【有効性の視点】 点字録音図書のカセットは膨大な数であり、貴重なことから、維持管理のため将来的にはCD化を検討すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースであるサピエ図書館にて既にデータ化されているものもあるため、当館所蔵のカセットと照合を行い必要なもののCD化、もしくはデータ化を検討していく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 サピエ図書館にて既にデータ化されているものがある場合、そのデータを用いたCD化を行う予定である。サピエ図書館上にデータが無い場合は、再録音が必要か否かを判断した上で、市内音訳者団体に委託する録音資料作成業務内でデータ化を進めていく。</p> |
| <p>⑦ 図書館司書について【有効性の視点】 ア 司書の人数が条例等で決められていないが、合理的な人数を配置していることが明確に説明できるようにしておくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 業務内容と担当者の負担の確認を行い、適正な人数の検証を行っていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 業務内容と担当者の負担の把握に努め、今後の事業計画等も考慮しつつ、適正な人数の検証を行っていく。</p> |
| <p>イ 全国的に司書の処遇が低いとされているが、安心して働けるよう改善し、図書館機能の強化に努めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 引き続き賃金ベースアップや任用期間の要望を行っていく。また、雇用に関しては市役所のルールに則って行っていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 任用に関しては市役所のルールに則って行うと同時に、賃金ベースアップや任用期間についての要望を行った。</p> |
| <p>⑧ 新聞資料の縮尺版について【有効性の視点】 新聞資料の縮尺版が、置いてある場所をかなり占めている。マイクロフィルム化やデータベース化などを将来的に検討すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 新聞資料のマイクロフィルム化やデータベース化については、新図書館に向け検討していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 予算要求を行い、令和4年度中には中日新聞についてデータベースを導入する予定である。その他新聞についても、新図書館に向けて、省スペース化や利用者の利便性向上の観点から、マイクロフィルム化やデータベース化を検討していく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

| 監査結果 | 対応状況 |
|--|--|
| <p>(5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「これからの図書館像」の提示を受けて、他市の図書館では「役に立つ図書館」として地域やビジネスの課題解決への支援に力を入れ始めているが、こうした社会環境の変化を受け止め、課題解決支援型のレファレンスや講座・イベント開催などが行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 利用者からの調べ物の相談については情報提供を行っているが、専門分野には対応していない。地域に根差した講座やイベントを開催する際には関係各課と連携して行ったり、地域資料室では豊富な地域資料を活かした展示を行うなどの情報提供をしている。今後も社会環境の変化に応じた事業を実施していく必要がある。</p> | <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>利用者の疑問についてのレファレンスサービスを行うとともに、高齢福祉課と連携し認知症関連図書・啓発パネルの展示を行うのと併せ、職員研修として認知症サポーター養成講座を行うなど、関係各課と連携して企画展示や講座、イベントを開催することで、利用者の課題解決の一助となるよう努めている。また、地域資料室では、豊富な地域資料を生かし、テーマに沿った資料を集めて展示し、パスファインダー (特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内) の配布を行うなど、地域に関する情報提供を行っている。今後も利用者の求めに応じた事業を実施していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>利用者の疑問についてのレファレンスサービスを行いつつ、がんの展示や自殺対策、コロナ禍といった現在の社会問題に対する課題解決の一助となるテーマについての展示を行った。しかしながら、講座・イベントについては感染症拡大防止のため、実施しなかった。また、地域資料室では、豊富な地域資料を活用し、テーマに沿った資料を集めて展示し、資料の紹介・地域に関する様々な特集を行う地域資料室だよりを作成、配布するなど、積極的な情報提供を行っている。今後も利用者の求めに応じた事業を実施していく。</p> |

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 博物館
- 3 監査実施期間 令和 2年11月25日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| <p>(3) 現金の取扱いが適正になされないリスク 現在検討しているミュージアムショップにおける商品販売業務の委託に当たっては、他都市の事例を調査するとともに関係各課等と協議を行って法的な課題を整理したうえで、適正な方法により行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 平成31年2月から3月にかけて行った他都市事例調査（ミュージアムショップを持つ全国の公立博物館44館に照会、31館の回答）の分析と追加の聞き取りに並行して、総務課及び会計管理室と協議を重ねた。当館のミュージアムショップの設置目的等を継続するためには、販売及び商品管理業務を外部委託することが適切・適法であることを令和2年12月16日に最終確認した。その結果を受けて、令和3年4月1日から外部委託を実施した。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員の勤務実態やその原因を把握するため、所属長自身が残り、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、配分バランスの変更について各係長に指示するとともに、朝礼及び終礼の場で職員に適正な時間外勤務を指示することで、時間外勤務の縮減を図った結果、年間360時間を超える職員は、令和元年度の8人に対し、令和2年度は6人と一部に解消をみた。令和2年度の6人においても、新型コロナウイルス感染症対策や職員の病休による長期離脱などに伴うものである。令和3年度は、ワーク・ライフ・バランスの一層の向上を図るため、年度当初に係内で話し合いながら年休の計画的取得を行うなどの取り組みにより、働き方の意識を変えつつある。今後は、業務の多くが担当制であることに起因する、特定の職員に負担がかかる傾向を解消するため、引き続き係員の相互協力に努める。</p> |
| <p>(5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク</p> <p>土のうの一部に袋が破れ砂がこぼれているものが見受けられたり、収蔵庫内の棚の上に固定化されずに置かれている模型資料があったりした。水災害や地震災害等に備えた施設、設備、資料、観覧者、職員等の防護対策を改めて徹底すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>職員の長期休職に伴う業務の負担や時間外はあったものの、係員の相互協力やノー残業デーの推進に努め、年間360時間を超える職員は、令和2年度の6人から令和3年度は2人と解消をみた。また、ワーク・ライフ・バランスの一層の向上を図るため、年休の計画的取得を進めた。今後も、特定の職員に負担がかかる傾向を解消するため、引き続き係員の相互協力及び残業時間の縮減に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 2月25日</p> <p>土のう並びに収蔵庫内の模型資料については、即日、補修及び棚の変更を行った。また、各種防護対策については、令和2年12月10日に当館の危機管理マニュアルについて講座形式で職員研修を実施し、令和3年2月25日には、四日市公害と環境未来館職員や受託事業者の警備員・清掃員・案内業務員・設備管理員を含めて、実地訓練を行った。</p> |

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|---|--|
| <p>① 資料収集について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>博物館が行う事業のうち最も基本的なものとして資料収集保存事業があり、令和元年度は、新たに700点を超える資料の寄贈及び寄託を受けた。市民の教育や地域における学術・文化の発展を促し、市民活動や地域活動の一層の活性化に資するため、引き続き、資料の所在等の調査研究を行うとともに、資料の展示上の効果を考慮しながら、必要な資料を体系的に収集・保存すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年度、3年度と、市内に残る大規模な古文書群の寄贈が続いている。また民具や歴史資料、萬古焼等の美術品も継続して寄贈の申出があった。今後も地域の歴史を伝える資料を中心に収集及び調査研究を続けていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度は、古文書群や古い海図、民具・歴史資料等の寄贈を受ける一方、企画展「昭和のくらし」の展示に必要な資料収集を行うため、市民に寄贈を呼びかけるなど、必要な資料を体系的に収集・保存することに努めた。</p> |
| <p>② 収蔵資料の展示等について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】</p> <p>ア より多くの収蔵資料をできるだけ多くの市民に観覧してもらえる機会を創出するため、資料を積極的に展示する方法を研究し、資料の有効活用を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>博物館特別展示室や展覧処白里亭等で展覧会を行うとともに、他館への資料貸出にも積極的に応じることで、所蔵資料を観覧してもらえる機会を増やす。また、所蔵資料のデータベースによる公開も引き続き進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>博物館特別展示室や展覧処白里亭等で展覧会を行う際、資料の内容を分かりやすい言葉で解説するとともに、写真やイラストなどを活用して展示を行った。また、資料の有効活用を図るため、所蔵資料のデータベース公開を行い、他館への資料貸出にも応じた。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>イ 収蔵資料をデジタル化しホームページに掲載し公開しているが、資料を体系別に整理して公開するなど、市民の目を引き当館に足を運びたくなくなるような公開方法について研究を継続すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 収蔵資料のデータベース公開については、資料を多くの方に見てもらえる有意義な機会であることから、令和3年度の組織の数値目標にも掲げ、取り組みを進めている。資料の価値を伝えると共に、資料の魅力を感じてもらえるような説明を工夫し、より効果的な公開方法についても検討を深めたい。</p> |
| <p>③ 運営体制の強化について【有効性の視点】 学芸員の資格を有する職員の数が不足しており、展示公開事業や教育普及事業の実施に終始せざるを得ず、調査研究事業に十分に取り組むことができない状況にある。研究紀要は平成18年度を最後に作成できていない。また、天文係においては、職員の在職期間の長期化も生じている。各職員の専門的な能力が適切に培われ、かつ、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、引き続き、学芸員の資格を有する職員の増員配置を人事当局に要望すること。併せて、地域、学校、民間企業・団体などとの連携・協働におけるコーディネート機能を強化するとともに、効果的な業務の在り方等について必要に応じて適切な見直しを行い、その運営体制の強化に努めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 令和3年度は、四日市の歴史や暮らしを紹介している学習支援展示（四日市空襲と戦時下の暮らし）と企画展（昭和の暮らし）について、博物館に足を運ぶ前や展示期間以外でも体感していただけるように博物館ホームページで公開するためのVR映像の撮影を行うなど、公開方法の工夫を行った。</p> |
| <p>④ 館内案内業務について【効率性の視点】 来館者の受付や館内放送を含む案内などの業務を委託により実施している。契約の更新により受託業者が変わる際は、顧客満足度の高い接遇を提供できるよう、これまで培ってきたスキルやノウハウをシステム化しておくことで、円滑に次の受託業者にその継承を行うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 調査研究の成果としては、研究紀要という形では中断しているものの、展覧会図録などにより随時公開している。また、天文係における長期在職職員の問題は、天文係に学芸員を配置したことで、専門的な取り組みを長期に亘ってできるようになり、これまでの長期在職職員は異動となった。しかし、学芸員の体制は貧弱であることから組織充実については職員配置計画において要望を続けている。なおコーディネート機能の強化は、職員体制だけでなく、学芸員をはじめ職員のスキルに大きく依存することから、市全体で中堅職員が不足している現在、博物館だけで解決できる課題ではないため、引き続き人事当局に要望を続けていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 調査研究の成果としては、天文係と企画普及係の学芸員の研究成果を博物館ホームページにて随時公開している。引き続き、学芸員の体制が万全でないことから組織充実については職員配置計画において要望を続けている。 また、学習支援展示を通して学校との連携等を行うなどコーディネート機能を強化するとともに、外部講師による研修会を実施するなど職員のスキル向上に努めた。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 2月26日 令和3年度の契約更新に向けて令和元年度から取り組んだマニュアル作りを受託業者との協議により継続的に実施し、その更新作業を令和3年2月26日で完了し、受託業者の変更に伴う円滑な継承に備えた。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>⑤ 特別展示室の貸出しについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>特別展示室の使用に際して、展示作業中に大きな音を出さないことなど、多くの使用条件・遵守事項を定めており、使用者から利用しづらいとの声を聞く。博物館施設や収蔵資料の適切な管理という博物館機能維持の面から他施設と比べて厳しい制限となっていることについて事前に十分説明したうえで貸館を行うとともに、条件等について、使用者の利便性を考慮し、緩和できるところはないか改めて見直すこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月 1日</p> <p>博物館では、収蔵資料や展示資料への防虫菌害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節などの適正管理が必要であり、特別展示室の使用にあっても同様である。貸館においては、使用者が主催者となることから、資料への影響とともに来館者の観覧等に支障が出る作業には制限を設けている。従来より貸館希望者へは、事前協議時に使用の条件や使用に際しての留意事項を記載した「施設ご利用案内」を基に説明を行ってきた。今後においても、使用にあたっては博物館としての特性を理解した上で利用していただくことを徹底する。条件等の緩和については、使用準備等の作業時間を館運営に支障のない範囲で開館時間外にも行えるよう配慮する。</p> |
| <p>⑥ 図書館、文化会館等との連携・協働について【有効性の視点】</p> <p>社会のニーズの多様化に伴い、博物館には地域の文化芸術を発信するだけでなく新たな文化芸術の創出につながる拠点としての役割が期待されている。当館が収蔵する資料等の更なる活用を図り、より効果的な博物館事業を実施できるよう、図書館、文化会館等との連携・協働に関する研究を継続すること。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月30日</p> <p>四日市市文化会館との連携としては、博物館所蔵資料貸出等を継続して行う。四日市市立図書館においては、展覧会の内容に合わせた特集コーナーを設けたり、絵本の読み聞かせを行っている。今後は、くるべ古代歴史館との連携による展示も予定しており、他館との連携の可能性を継続して探っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日</p> <p>引き続き四日市市文化会館に博物館所蔵資料貸出等を行っている。また、四日市市立図書館においても展覧会の内容に合わせた特集コーナーを設けており、令和3年度にはくるべ古代歴史館と連携した特別陳列を行った。今後も他館との連携を継続して行っていく。</p> |
| <p>⑦ 事務室の安全対策、整理整頓等について【有効性の視点】</p> <p>職員が効果的かつ効率的に職務を行えるよう、次に掲げる事項などに留意して、事務室の安全対策、整理整頓等を講じること。</p> <p>ア 事務室内において、書類棚の転倒防止措置が不十分なところが見受けられた。職員の安全を守るため適切に対処すること。</p> <p>イ 使用されていないフィルムカメラ等が多数、保管されていた。不用なものがあれば適切に処分すること。</p> <p>ウ エントランスホールに設置されている鍵付き傘立て（120本分）のスペアキーが事務室内の金庫に保管されていた。利用者が鍵を紛失した際に対応しやすいように、その保管の場所と方法を工夫すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 6月10日</p> <p>ア 3階事務所では、本棚を転倒防止伸縮棒で固定していたが、強度が不足していたため、壁面にチェーンで固定するとともに、スチール書棚については、不足箇所をL字金具で固定した。また、5階ブリーフィングルームの書棚は、職員の安全確保策として、番組DVD類は収納ケースに入れ保管するとともに、重量のある書類は上段に並べないよう変更した。</p> <p>イ フィルムカメラ等について館内での協議の結果、備品としては使用不可であることを確認し、今後の「昭和のくらし展」におけるハンズオン資料としての活用を図ることとしたので、令和3年6月10日付で備品として棄却処分を行った。</p> <p>ウ 鍵付き傘立てのスペアキーを1階エントランスホールの総合受付に配置することで、案内業務もしくは警備員により即時対応できるように変更した。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 学校教育課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|--|
| <p>(2) 支出事務の適正な執行がなされないリスク 著しく不適切な財務会計処理が見受けられた。今回の誤りを重く受け止め、財務会計事務処理において必要とされる基礎知識の習得と上位職によるチェック体制の強化に向けて早急に取り組むこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 1月29日 今回の誤りは、上位職を含め職員の財務会計事務処理に係る基礎知識の不足によるものであり、会計管理室の職員を講師として招いた研修を全職員が受講し基礎知識の習得に取り組み、上位職によるチェックの強化に取り組んだ。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員の業務状況を把握した上で、業務分担の見直しや繁忙時における係間の応援体制などで事務分担の平準化を図り、時間外勤務の縮減に努めている。しかし新型コロナウイルス感染症の対応が増加し、令和2年度の時間外勤務は月平均32.9時間となり、令和元年度の28.1時間に比べ増加していることから、毎週水曜日のノー残業デーは、朝礼時や終業時刻に職員同士で声をかけあい確実に実施するなど、引き続き時間外勤務の削減とワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>業務分担の見直しや繁忙時における係間の応援体制を課内全体で行うとともに、係内での情報共有等も密にとって業務の実態について共通理解を図っている。しかし、学校における新型コロナウイルス感染症への指示・対応や、令和4年度からの新規事業であるた給食公会計化への対応により、物理的な業務量が増加している。今後、新型コロナウイルス感染症の学校調査の簡略化等、業務内容の見直しも検討し、時間外勤務の削減とワークライフバランスの充実に引き続き取り組む。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| <p>① 教員の働き方改革の推進について【有効性の視点】</p> <p>小学校における教科担任制の導入、学校業務アシスタント等の配置人数の拡充などにより、教員の時間外勤務の縮減に努めて、授業準備や教材研究などの時間を確保し、教育の質の向上につなげること。また、教員の健康の維持とワーク・ライフ・バランスの確保にも努めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校業務アシスタントの配置等で、教員の本来の業務である「子どもと向き合う時間」、「授業準備や教材研究などの時間」を確保することができており、教員の質の向上につながっている。</p> <p>年度当初に、学校教育ビジョンのヒヤリングの際、校長から教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保についても聞き取りをしている。また、月80時間を超える時間外勤務をしている教職員には、健康状態の聞き取りや翌月の働き方について校長との面談を実施している。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>② 学校業務サポート事業について【有効性の視点】</p> <p>児童生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ（以下「アシスタント等」という。）を各学校に配置しており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。これまでの事業効果を検証したうえで、改めて必ずしも教員が担う必要のない業務と教員が担うべき業務との仕分けを行うことでこの事業を更に充実させ、教員の業務負担の更なる軽減と児童生徒等と向き合う十分な時間の確保につなげる。併せて、アシスタント等の担う業務は、試験問題などの機密性の高い情報や個人情報を取り扱うものであることから、研修を実施するなどして、アシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校業務アシスタントは全校配置3年目、県費のスクール・サポート・スタッフは全校配置2年目となった。各校で、児童生徒への配布物の印刷や、アンケート、健康診断のデータ入力など、必ずしも教員が担う必要のない業務を担ってもらっている。これにより、教員の業務負担の軽減と、児童生徒等と向き合う時間の確保につながっている。また、アシスタント等へは、4月に研修会を行い、情報の適正管理に関する指導を行っている。</p> |
| <p>③ 児童生徒の事故防止対策について【有効性の視点】</p> <p>ア 児童生徒の校内での事故について学校施設や設備に由来するものがあればその改善・改修が必要となるため、当課が所掌する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、学校において発生する児童生徒のけがや交通事故の状況を把握し、その原因及び施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）との関連性を調査すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じ、市内の小中学校にて発生した児童生徒のけが等の発生状況と原因を把握のうえ分析し、再発防止に努めるよう指導している。その中で、施設、設備に由来すると考えられるものがあれば、速やかに報告の上、改善改修を依頼している。また、日常点検を行い、不良個所の早期発見・早期対応を行い、施設設備の不備による事故の未然防止に努めている。</p> |
| <p>イ 学校内や登下校時における児童生徒の安全確保のため、当課、学校及び教育委員会関係課において事故に関する情報を共有し速やかに対応できるような仕組み・体制が整備されているか改めて確認し、教育委員会全体として継続して事故防止対策を講じること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校内や登下校時の事故発生時は、学校から教育委員会に速やかに報告を行うよう指示している。事故内容については、教育委員会関係課にて情報共有し、発生状況と原因を把握、分析を行っている。</p> |
| <p>ウ 各学校の防犯カメラやモニターについて、その設置状況を把握したうえで、児童生徒の安全確保のため効果的に機能するものを必要な数量、必要な場所に設置すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 8月30日</p> <p>各学校の防犯カメラやモニターについて、設置状況を確認したうえで、計画的に更新を行っている。更新の際には、児童生徒の安全確保の観点から必要に応じて増設や設置場所変更を行い、必要な数量、必要な場所に設置するよう努めている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>④ 学校・保護者等間における連絡手段について 【住民福祉の向上の視点】 児童生徒が疾病等により学校を欠席する場合の連絡手段として、保護者等からの電話又は連絡ノートのやり取りによっている学校がほとんどである。保護者等の利便性を考慮して、電子メールを活用したものなど効率的な連絡手段の導入を検討し、推進すること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 学校の働き方改革の視点からも有効であるため、保護者との連絡方法をデジタル化し、教職員間で速やかに情報共有を図ることができるシステムを、令和4年度からの導入に向けて、教育支援課とも連携しながら検討を行っている。 【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 令和4年4月から学校保護者統合型システムを導入し、運用を開始する予定である。教育支援課と連携して、効果的な活用方法について検討し、保護者と学校間の連絡手段として定着を図る。</p> |
| <p>⑤ 就学援助制度の充実について【住民福祉の向上の視点】 子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないように、援助費の額、支給方法等の見直しを行うことにより就学援助制度の更なる充実を図ること。入学準備に相当する給付と同様にその他の給付についても事前の支給ができないか検討すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 援助費の額については、今後も国が示す額を参考にして、必要に応じて見直しを図っていく。援助費を事前支給する等の支給方法の見直しについては、市外転出や世帯状況の変化等により、年度途中においても就学援助対象外になる場合があることから、現時点での実施は困難ではあるが、子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないように、今後も援助を必要とする人に必要な援助が速やかに行えるよう就学援助制度を実施していく。</p> |
| <p>⑥ 学校図書の実践について【住民福祉の向上の視点】 小学校だけでなく中学校においても図書の読み聞かせを行っており、中学生からも好評で、教育上、良い影響を与えているとのことである。引き続き、子どもの活字離れが加速しないよう、図書の整備と学校司書を活用した豊かな読書環境づくりを推進すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 読書活動を通して想像力・思考力・表現力等を育成し、豊かな心を育むため、学校図書館司書の知見を活かしながら子どもたちが選書する取り組みを行ったり、授業支援を行うなど、引き続き豊かな読書環境づくりを推進する。</p> |
| <p>⑦ 学校三師の活用について【有効性の視点】 中学校の定期監査において、学校三師（学校歯科医）との日程等の調整が上手くいかず、学校が計画した学校保健活動の日に参加してもらえなかった事例が見受けられた。学校がそれぞれの特性に応じて学校三師の知見を十分活用できるよう学校三師制度の円滑な運用に配慮すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 児童生徒が健康で安全な学校生活を送るために、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の専門的知見を取り入れた健康教育を行うことは効果的であることから、学校三師に参加していただきやすいような日程や開催方法（オンライン形式での会議、動画配信での参加など）を工夫していく。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>⑧ 学校給食費の公会計化について</p> <p>【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】</p> <p>学校給食費の徴収・管理業務はそれぞれの学校で行われているものの、ほとんどの家庭が口座振替による支払となっているため、教職員が現金を取り扱う機会は限られている。しかし、口座振替ができなかった場合など学校給食費の滞納整理に関する業務は残っており、それが教職員の業務負担となり長時間勤務の一つの要因となっている。文部科学省から令和元年7月に学校給食費の公会計化の取組みを推進するよう各地方公共団体に通知がなされたところである。教員の業務負担の軽減だけでなく保護者の利便性の向上、学校給食費の管理における透明性の向上などが見込まれるため、学校給食費の公会計化の推進を図ること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>小学校については令和4年度から、中学校については令和5年度から給食費の公会計化を進めるための準備作業を進めている。</p> |
| <p>⑨ 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】</p> <p>市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上が図られるよう、各学校と協力して取り組むこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校事務の高度化をすすめるため、共同学校事務室組織による学校間の連携を図っている。事務職員同士の知識・経験の継承を行い、スキルアップに努め、事務処理全般の精度を高めている。財務事務においては、事例の情報共有をすることにより、事務室内全体の財務事務に関する知識を増やすとともに、財務事務の精度の向上と事務処理誤りの件数の減少に繋げている。今後も引き続き、共同学校事務室室長会等において学校教育課から各共同学校事務室への指導・助言を行い、共同学校事務室の事前審査及び各学校の財務事務の精度の向上を図っていく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

| 監査結果 | 対応状況 |
|---|--|
| <p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者と締結している業務委託契約について、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 学校給食調理業務委託や児童生徒の健康診断業務委託など年間60件を超える業務委託の契約を事業者等と締結しており、そのうち半数以上が単独随意契約によるものであった。中には同じ業務委託で前年度に続けて競争入札の不調により随意契約によったもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)があり、それについては、不調となった原因を追究したうえで、その解消に向けて発注方法を検討しているとのことであった。地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び外部委託等適格審査部会作成のガイドラインに従って適切に事務処理を行う必要がある。</p> | <p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>業務委託契約は競争入札が原則であるが、例外規定である地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されている随意契約による契約を行う際には、根拠規定や随意契約とする理由が適正であるかを十分に精査し、安易に随意契約を行うことがないように確認している。引き続き契約事務の実施にあたっては、地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び物品、業務委託等随意契約ガイドラインに従って適切に事務処理を行う。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>随意契約は競争の方法によらないため、公正な取引を損なう弊害が生じることを職員へ改めて認識させるとともに、契約事務の実施にあたっては、地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び物品、業務委託等随意契約ガイドラインを確認し、適切に事務処理を行うことを徹底する。</p> |
| <p>(5) 扶助費が不適正に支出されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶助費である就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は、適正に支出されているか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を支給している。支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底するなど、引き続き支出事務の適正化に努める必要がある。</p> | <p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底し、令和3年度は支給誤りはなく適正に支出を行っている。</p> <p>なお、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の制度及び、支給額の計算を行うシステムを正しく理解し事務処理を行うため、担当及びチェックを行う職員は事務処理要領等を再確認した。今後も引き続き支出事務の適正化に努める。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>支給対象者や支給額の確定については、複数の職員によるチェックを継続して行い、支出事務の適正化に努めている。</p> <p>今後も、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の制度及び、支給額の計算を行うシステムを正しく理解し適正に事務を実施するため、担当係内で定期的に打ち合わせを行い、事務処理要領等を確認し、引き続き支給誤りの発生の未然防止に努めていく。</p> |

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 人権・同和教育課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月17日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>人権・同和教育課は他の部署に比べると職員数が少ないので、所属長は各職員の勤務状況をより注視して管理にあたることで、時間外を減らして目標を達成できるようにすること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>職員数が少ない状況をふまえ、各職員の勤務状況の把握に努めた。特に日常的な管理の難しい人権プラザ配置職員に関しては、人権プラザ館長との情報共有や所属長が直接人権プラザを訪問し、地域の現状を確認することで、きめ細かな状況把握に努めた。令和2年度は前年度と比べ全体の時間外勤務を縮減するとともに、すべての職員が年間360時間以内に抑えることができた。</p> |
| <p>(5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク</p> <p>① 共通事務における不適切な事案が前回監査よりも増えている。職員の異動による事務的な引継ぎが手薄になることによりリスクが発生するので、今回の監査を受けて、チェック体制と内部統制をしっかりと行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 9日</p> <p>複数職員による記載事項の確認に加え、転入した職員に対する共通事務説明の機会を設け、内部事務管理の徹底を図った。</p> |
| <p>② 消耗品等の購入に伴う支出負担行為兼支出命令の事務において、摘要欄には購入物品等の具体的な内容を記入し、請求内容が正しいか確認できるようにすること。</p> <p>また、内訳明細書の合計額は支出金額と一致するよう作成すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 2年11月18日</p> <p>帳票摘要欄への品名等の記載及び端数処理を伴う合計額記載内容を見直し、帳票上において支出処理の確認が可能となるよう改めた。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>③ 四日市人権・同和教育研究会への事業費補助金について、実績報告書の収支内訳書にある精算払の日付誤りが見受けられた。実績報告書等の確認は複数で行い、チェックを徹底すること。</p> | <p>【措置済】 令和 2年11月18日 担当者だけでなく、他の職員も含む複数で確認するよう改めるとともに、当該研究会に対し、正確な書類作成を徹底するよう求めた。</p> |
|---|---|

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| <p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 四日市市における人権・同和教育の推進に関して、近年、職員の歴史認識も踏まえた同和問題に関する知見が十分でないという指摘もある。過去の同和問題の起源や歴史を継承しつつ、その上で更なるスキルを積み上げること。特に、若手教員には人権・同和問題に関する事業の継承だけでなく事業の背景にあるものをしっかりと伝えていくこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 7月30日 令和2年度から教職員の同和問題に関する歴史認識も踏まえた知見の充実を図るため、市内全小中学校において、当課職員による教職員向け研修を実施した。また、人権教育実践研修会においても、外部講師を招聘して同テーマに基づく研修を実施した。</p> |
| <p>(3) 事務分掌におけるリスク 公有財産の所管について、これまでプラザの前身が隣保館や教育集会所として整備されてきたことから、総務部の人権・同和政策課が所管するプラザと当課が所管するプラザに分かれている。合理的な管理の在り方について総務部人権・同和政策課と検討すること。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 公有財産の所管について、日常の維持管理や大規模工事など、今後の管理に向けて総務部人権・同和政策課や人権センターと協議を継続する。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 総務部人権・同和政策課や人権センターと施設管理の取扱いについて、施設の設置経緯や地域住民との関わりなど過去の経緯を踏まえて慎重に協議し、各課の施設との関わりや人員面の制約から最適な管理分担を継続できるよう検討を継続する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>当課職員のうち、特に人権プラザに配置された職員は、施設の性質上、地域住民や学校・園と密接にかかわる業務に従事し、休日の勤務も多いことから、時間外勤務が増大する傾向がある。プラザ内における業務分担について総務部人権センターとも連絡を密にし、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を念頭に置いて、週休日振替や時差出勤勤務制度などを活用し、時間外勤務の適正化に努めていく。</p> |
| <p>(6) 委託事業の検証のリスク</p> <p>自己実現支援事業について、その必要性について十分に説明ができるよう事業目的を明確にし、効果的な事業とすること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランスの充実について、指導主事会議で指示・連絡するなど、課員に重要性の再認識を促した。週休日振替や時差出勤勤務制度の活用を進めたが、令和4年1月以降、新型コロナウイルスに係る保健所業務への従事が急増し、時間外勤務が増加した。引き続き、同一の職員に時間外勤務が集中することがないように、勤務状況の把握に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>自己実現支援事業は、教育上配慮を要する地域等における自主学習支援活動事業及び進路・就労につながる出会い・体験活動事業を行うものであるため、他の事業との目的や対象の違いを明確にし、効果的な事業の推進に努めた。</p> |

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|---|--|
| <p>① メディア・リテラシーの養成について【有効性の視点】</p> <p>ア 学校で使っているタブレットを、将来、自宅へ持ち帰れるようになると、子どもたちが自由にタブレットを扱えるようになる。タブレットを通してインターネット等から得られた誤った情報をうのみにしたり安易に拡散することがないように、メディア・リテラシーの養成に一層力を入れ、関係各課や学校と連携して指導すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年度から、小3・中2を対象に、外部講師によるメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育に関する出前授業を実施している。授業では、自他の人権を大切にすることを中心に、インターネットやSNSから得た情報の取扱いには注意が必要であることを、対象学年に適した内容で実施した。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>イ メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育の推進について、モデル校3校で実施し、その後、公開授業を通して各校へ共有していくとしていたがコロナの影響で共有ができていない。コロナ禍の中で公開授業の実施が難しいのであれば、ICTや様々なツールの活用を検討して、メディア・リテラシー教育の共有を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育に関する授業に関しては、現在のところ、各学校を訪問してより効果的な授業の実施に努めているが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、オンラインによる授業の活用も検討する。</p> |
| <p>② 性自認や性的指向に基づく差別について【有効性の視点】 ア 性自認や性的指向について、成長とともに自分が周りの人と違うことを自認する児童・生徒がいる。学校と連携して差別につながらないように注視すること。 また、認知件数など子どもの実態を把握することは重要であるが、その手法を研究するに当たっては、プライバシーや子どもたちの気持ちに十分配慮して行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 令和3年度は全市立小中学校で出前授業を実施することで、すべての小中学校でメディア・リテラシーと人権に関する教育を共有することができた。また、新型コロナウイルス感染症に係る学校の状況に合わせ、2中学校ではタブレット端末などICTツールを活用し、オンラインによる授業を実施した。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 1月31日 児童生徒の性自認や性的指向については、学校においても課題として認識しており、さまざまな教材や外部講師による出前授業、講演などを通じた学習を実施している。現状の把握については、必要に応じ個別の相談に対応するものとし、非常に繊細な情報であることを十分認識し、決してアウティングにつながらないように配慮して行った。</p> |
| <p>イ 性的少数者に関する教職員向けの人権研修においても、身近に性自認や性的指向の問題を抱えた人がいる可能性があることを十分認識するよう徹底すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 8月 4日 性的少数者に関することだけでなく、人権教育において被差別の立場に置かれた人を意識し、その痛みを想像することは基本的な考え方であり、教職員に対しても、学校訪問などの機会を捉え、改めて再認識を促した。</p> |
| <p>③ 外国人の差別について【有効性の視点】 外国籍の子どもが多い地域では、お互いを認め合う多文化共生の環境がある地域となっている。外国籍の子どもと共生できる環境の良い面を前面に出すとともに、外国人に対する差別につながることをないよう人権教育を進めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 5月25日 すべての小中学校で外国人の人権課題についての学習を人権教育カリキュラムに位置付けていることを確認し、多文化共生の視点や多様性を大切にした人権教育を進めるよう働きかけた。</p> |
| <p>④ 人権に配慮した施設整備について【住民福祉の向上の視点】 子どもたちの学校生活について、性自認などのある子どもがトイレ等の学校施設を意識せず使えるよう人権に配慮した取組みを学校と連携して行うこと。 また、アセットマネジメントの修繕や大規模改修の際には、誰でも自由に使える「みんなのトイレ」など、当課が持つ様々な事象や情報を反映させ、人権に配慮した施設整備を教育施設課と連携して進めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 1月31日 児童生徒の性自認に関し、学校においても多目的トイレの利用や個別の更衣などの支援や環境整備を行うほか、学習を通じて周囲の意識の向上を図った。今後の学校施設におけるトイレ等の整備の際には、公共施設として人権に配慮した設備となるよう関係所属と連携して取り組むよう努める。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>⑤ 人権啓発につながる事業名について【有効性の視点】 歳入歳出予算における事業名について、「人権学習機会提供・充実事業費」などの事業名は具体的な事業内容がわかりにくい。事業の認知や啓発につながるよう取組み内容がわかりやすい事業名を検討すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 各予算で執行する事業内容を整理して検討し、「学校支援地域本部推進事業費」を「地域と学校の連携・協働体制構築事業費」と改めるなど、適切な事業名を設定した。</p> |
| <p>⑥ 四日市人権・同和教育研究会の事務局について【有効性の視点】 人権・同和教育課内に現在、四日市人権・同和教育研究会の事務局がある。四日市人権・同和教育研究会は、事務局の自立化のため、人員の確保や事務局準備金の積立てなどに取り組んでいる。より活発な人権教育・啓発活動を続けることができるよう、引き続き、この取組みを継続するよう研究会と協議すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 令和3年4月より、四日市人権・同和教育研究会事務局は本町プラザ内の貸室を利用して自立した事務局を設置した。同研究会の活動は、当課の事業と密接に関連するため、今後も連携して人権教育・啓発の推進に取り組んでいく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 指導課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月16日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| (3) 庶務担当者の配置上のリスク 法改正に伴う業務委託契約の変更手続において調達契約課からの指示事項を看過している事例があった。適正な事務処理に努めること。 | 【 措置済 】 令和 3年 9月30日 消費税の税率改正に伴い、本来であれば契約を変更の上支出処理を行うべきものを、契約の相手方に聞き取り確認を行ったのみで、変更契約を行わずにいたものである。 今後は、調達契約課の指示事項を看過することなく、不明な点については確認を行いながら契約手続きを行うこととする。 |

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 必要があれば、増員の要望も積極的に行っていくこと。 | 【 措置済 】 令和 3年 7月31日 職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置及び業務分担の再確認等を行うとともに、令和2年度からは、2名の会計年度任用職員を増員し、交通安全及び通学路指導業務と英語指導員業務にあたっている。 今後も必要に応じて増員の要望を行っていく。 |

| | |
|--|---|
| <p>② 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>時間外の削減を目指し、職員配置及び業務分担の再確認を行うとともに、会議の精選、スマート会議や会議時間の短縮などを行った結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員は令和元年度は12人であったが、令和2年度は8人となり、1人あたりの月間平均時間外勤務時間数も、着実に縮減が図られてきた。しかし、技術職と事務職が混在する当課においては、業務分担の見直しにも限界があり、外部との会議や早急な対応を必要とすることも多いことから時間外勤務の時間数を削減できなかった。業務の進め方などの見直しを図り効率化を進めるとともに、時差勤務の積極的な活用に努め時間外勤務の削減を図っていく。</p> |
| <p>(4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生リスク</p> <p>標準学力検査（NRT、CRT）の実施方法や回数について、各学校に裁量を与えている部分が多く、公教育としての公平性の担保されているのか懸念が生じる。少なくとも、市として一定の方針を示し、最低限の線引きをすること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>標準学力検査（NRT、CRT）は、個々の基礎学力の到達度を診断し、その実態を把握するとともに効果的な授業改善を目的としている。各学校のビジョンに基づき、各校の子どもたちの実態に応じて実施していることから、公平性は担保されていると考えている。</p> |

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|--|
| <p>① 学校づくりビジョン推進事業委託の事業内容の整理について</p> <p>【合規性の視点】</p> <p>学校づくりビジョン推進事業において、地域と協力して行う事業を、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託しているが、その対象となる事業に明確な基準がなかった。仕様書に記載のない事業が、実施報告書で報告されている場合もあり、本委託の対象事業をさらに整理すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>各学校における学校づくりビジョンに基づき実施する事業を委託対象としており、令和3年度からは各学校から提出される計画書に自校の学校づくりビジョンの柱や目標で該当するものを記載することとした。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>② 推進事業予算の使途について【有効性の視点】</p> <p>学校教育課が各学校に配分する学校管理費と、開かれた学校づくり推進事業や学校づくりビジョン推進事業の予算の使途の違い、基準がわかりにくい点がある。学校づくりビジョン推進事業では、その予算での支出対象経費について費目ごとの取決めはされているものの、各推進事業予算が、単に事務費として扱われているようにも思われる。本来の事業目的との関係性を説明できるよう、執行に当たっては留意すること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月 9日</p> <p>校長会や教頭会の機会を捉えて各事業における適正な予算執行を呼びかけるとともに、不明な点があれば指導課に問い合わせをしてもらうように伝えている。</p> <p>今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p> |
| <p>③ 新型コロナの影響への対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア ALT（英語指導員）の配置が当初計画どおり進められないという状況は今後も考えられる。ALT（英語指導員）が不足して英語教育が手薄になることのないよう、配置の手続について引き続き適切な対応をしていくこと。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月 30日</p> <p>ALT（英語指導員）の配置については、日本及びアメリカの感染状況によっては、来日に支障がでたり緊急帰国等も考えられることから、状況の把握に努めるとともに、必要に応じて派遣型の英語指導員を配置することで、今後も英語教育を推進していく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月 7日</p> <p>令和3年度においては、11月の来日者を以て、YEFの人員が年度当初に予定していた通りの16名体制となった。</p> <p>その後1月には緊急帰国により15名体制となったため、配置校の割り振りを変更することで対応した。</p> <p>今後も英語教育推進のため、英語指導員の不足が生じたときは必要に応じて派遣型の英語指導員を配置する等の対応を取っていく。</p> |
| <p>イ オンラインでの授業の検討も、コロナ禍においては必要である。さまざまな課題もあるが、引き続き研究を進め、取り組んでいくこと。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月 30日</p> <p>9月1日～9月15日の期間、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全小中学校で、学校と自宅をつないだオンライン学習を実施した。回数を重ねるごとに、教員のICTスキルも向上している。今後もよりスムーズな接続や効果的なオンライン学習が進められるよう検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月 31日</p> <p>校長会等の機会を捉えて、今後もオンライン学習実施の可能性がある事を伝え引き続き各校においてもオンライン学習に対する準備や授業スキルの向上を進めるように依頼した。</p> <p>今後も効果的なオンライン学習が進められるよう準備を進める。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>④ 学びの一体化の取り組みについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>保育園及び幼稚園との連携を強め、就学前教育も引き続き大切にして、就学前から中学校までの一体的な教育に取り組んでいくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>中学校区内の幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携を密にし、指導方法や指導体制を共有し、なめらかな接続を図ることができるよう、学びの一体化の取り組みを推進していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>市内の各中学校区において、子どもたちの実態をしっかりと把握し、共通のテーマを設定し、それに合わせ発達段階に応じて育てる資質・能力を決めて取り組んでおり、保育園・こども園・幼稚園と小学校間についても、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の方向性を共有し、幼児の発達や学びのつながりを踏まえた連携・接続を図っている。</p> <p>今後も、なめらかな接続を図ることができるよう、学びの一体化の取り組みを推進していく。</p> |
| <p>⑤ いじめへの対策について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>いじめの認知件数について、全国の件数や他自治体の件数との差の理由を分析し、実際に存在するいじめを見落とすことのないようにすること。また、スクールロイヤーによる講習等や、AIの活用について、今後もよく研究し、できるかぎり早く実践の場で活用できるよう、必要な予算も適切に要求して取り組んでいくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>校長会や生徒指導担当者研修会において、児童生徒のささいな変化を見逃さず、積極的にいじめを認知し、組織として対応していくよう周知している。スクールロイヤーについては令和3年度は予算を増額し、モデル校を中学校2校、小学校5校に拡充し、研修を進めている。また、令和4年度はSNS相談アプリの導入を検討しており、相談体制のさらなる充実に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度はモデル校を対象に、スクールロイヤーによるいじめ予防授業を実施し、いじめを許容しない雰囲気の醸成に努めた。加えて、校長会などの機会を捉えて、いじめの積極的な認知及び組織としての対応を依頼した。</p> <p>令和4年度にはいじめ等の悩み事を匿名で報告・相談できるようなアプリケーションの導入を決定し、さらなる相談体制の充実に努めるとともに、引き続きいじめの積極的な認知及び組織としての対応を呼びかけていく。</p> |
| <p>⑥ みえスタディチェックについて【有効性の視点、効率性の視点】</p> <p>みえスタディチェックについて、未だ教員の負担が重い部分もある。業務量に対する効果の程度を分析し、どうあるべきか今後も検討すること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>みえスタディチェックは「みえの学力向上運動」に基づき三重県が実施しているものである。本調査により、子ども一人ひとりの学習状況の課題を把握し、授業改善に生かすことができると考えている。</p> <p>本市においては、採点業務を業務委託することにより、市内の採点基準が統一され、より正確な学習状況を把握することができるとともに、教員の負担軽減にもつながっている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑦ クラブ活動における教員の負担について【住民福祉の向上の視点】 クラブ活動は、中学校教員の大きな負担となっている。教員が授業や生徒指導に専念し、心身の健康を維持するためにも、部活動協力員、部活動指導員を十分に機能させるなど、引き続き教員の負担軽減に取り組むこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 部活動指導については、部活動協力員、部活動指導員に加え、令和3年度からは総合型地域スポーツクラブへ部活動指導業務について委託を行っている。 令和4年度からはさらに委託を行う部活動数を増やすとともにその他の学校については、部活動指導員を1人ずつ増員することで、生徒への部活動指導の充実を図るとともに教員の負担軽減に向けた取り組みを行っていく。</p> |
| <p>⑧ 自傷行為等への対策について【住民福祉の向上の視点】 子どもの自傷行為の報告件数が今年度は多いとのことであるが、その情報把握、共有に努め、経年の変化、傾向等分析し、対策を検討すること。</p> | <p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 生徒指導担当者研修会において、自殺予防に関する研修会を開催するとともに、校長会などの機会を捉えてスクールカウンセラーへの相談状況及びスクールソーシャルワーカーの活用状況について情報共有を図るとともに各校には自傷行為を把握した時点で報告するよう周知している。さらに、各校には対応時の注意事項として組織で対応することや、必要に応じて関係機関と連携して対応を進めていくことなどを周知するとともに、今後は相談・報告内容の傾向等の分析及び対策の検討を進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 校長会などの機会を捉えてスクールカウンセラーへの相談状況及びスクールソーシャルワーカーの活用状況について情報共有を図るとともに、長期に及ぶ不登校児童生徒へのスクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーの有効活用についての周知を図ってきた。 今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p> |
| <p>⑨ 学校図書館いきいき推進事業について 【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 学校に派遣している図書館司書を、多様な分野で活用し、子どもたちに読書の喜びを伝え、活字離れを防ぐ工夫を行うこと。また、取組みについては、学校間でばらつきのないよう、統一した指導を行うこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日 ブックトークやブックバイキング（本の紹介）等の授業支援や家庭読書推進業務、図書館内整備業務などの読書活動支援等、様々な分野で活用し、子どもたちに読書の楽しみを伝える機会を継続して設定している。今後も、各校で統一した指導ができるよう次回契約時に仕様書で委託業務内容を明確にしていく。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>⑩ スクールカウンセラー等の配置について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートサポーター等は学校現場において強く必要とされており、派遣の要望は多いが、派遣の回数として十分とはまだいえない状況にある。特にスクールソーシャルワーカー、ハートサポーターは、アウトリーチができるということが大きな強みであり、多様な課題への対応として効果が期待できる。引き続き現場の声を聴きながら、現状を分析し、必要に応じて拡充も検討しながら、大いに活用して機能させること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年度から小学校におけるスクールカウンセラーについては、学校規模に応じて傾斜配置を行い、多くの児童にカウンセリングの機会を確保できるように取り組んでいる。また、スクールソーシャルワーカーについては、巡回型の拠点校数を5校から7校に増やしたが、依然として多くの学校は派遣での対応となっており、定期的に勤務する拠点巡回型に比べ、未然防止、早期発見ができないなどの課題もあることから、今後も巡回型の拠点校数を増やすため予算増額の要望を行っていく。ハートサポーターについては、事故等の緊急時対応だけでなく、希死念慮、自傷行為等への早期対応のため学校からの派遣要望も多いことから、適切に派遣を行うことができるよう取り組んでいく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度に予算の増額要求を行い、令和4年度は巡回型の拠点校数を7校から9校に増やすこととしたが、依然として多くの学校が派遣での対応となることから引き続き巡回型の拠点校数を増やすため予算増額の要望を行っていく。</p> <p>ハートサポーターについても、学校からの派遣要望に基づき三重県の実施するスクールカウンセラー事業等も活用しながら適切に派遣を行うことができるよう取り組んでいく。</p> |
| <p>⑪ 教員のコミュニケーション能力について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>教員のコミュニケーション能力不足についての話をよく耳にするが、その能力が教育に与える影響は大きい。組織として教育するという視点を持ち、適切に指導していくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校における教職員の指導体制の充実を図るとともに、様々な専門スタッフを積極的に活用し、学校の組織力・教育力を高めていけるよう「チーム学校」としての取り組みを進めていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>校長会などの機会を捉えて、保護者対応等教職員の困りごとについて相談・指導体制の充実を図ってきた。</p> <p>今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育支援課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月16日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 指 摘 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|--|---|
| <p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 教育相談業務では、相談内容が多岐にわたり複雑な対応を求められるとともに、特別支援を要する児童生徒も年々増えてきており、関連する相談も増えているとのことである。また、ICT関連では、教員のスキルアップのため当課職員が各学校に出向いて研修を実施するようになり、課全体の時間外勤務は、2年間続けて増加している。人事当局に人員配置を要望するとともに、管理職は、職員の心身の健康が保たれるよう管理・監督を行うこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 会計年度任用職員の増員を要望し、令和3年度から1名増員された。グループ内での業務分担の見直しや休暇取得の促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p> |

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| <p>(3) 不登校への対応について ① 不登校児童生徒への対応について 各学校における不登校児童生徒への対応については、プライバシーに十分配慮を要するため、教育支援課が、各学校の相談室の出入り口の作りなどハード面の現状も把握した上で、プライバシーへの配慮について適切な指導を行うこと。また、引き続き、登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて指導を行っていくこと。</p> | <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 学校訪問時に、「スクールカウンセラー活用の手引」の「Q6（1）相談者への配慮」について、現状把握及び指導を行っている。 その際、不登校及び不登校のリスクが高い児童生徒の登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて、指導・助言を行っている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>② 不登校児童生徒の減少に関する報道について 当市の不登校児童生徒数について、ずっと増加傾向が続いていたが、令和元年度は、前年度より減少し、そのことが新聞報道されている。しかし、ここ数年増加傾向にあったのが、1回減少しただけで、それが教育委員会の施策の効果であるかどうかは、まだ不透明である。実際に不登校児童生徒はまだ多く存在し、問題の本質から市民の目を背けてしまうことのないよう、情報公開の方法には十分注意を払うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 客観的な情報公開に努める。</p> |
| <p>(4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて 不登校に関する所管が、指導課と教育支援課とにまたがっているところがあり、両課は常に情報共有を図っているとのことであるが、やはりタイムラグは生じる。所管がまたがっていることにより不具合が生じないよう、より一層の情報共有に努めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 不登校児童生徒数の増減に左右されず、客観的な情報公開に努める。</p> |
| <p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 不登校は教育支援課が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは指導課が所管している。相互に速やかな情報共有に努め、タイムラグを生じさせないようにする。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 不登校は教育支援課が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは指導課が所管している。相互に速やかな情報共有に努め、学校現場ひいては当該児童生徒やその保護者に不具合が生じさせないようにしている。</p> |
| <p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 業務分担の平準化を図るため、担当者の事務分担を見直した結果、令和元年度に比べ令和2年度は研修・研究グループで123時間、特別支援教育・相談グループで519時間、計642時間の時間外が削減された。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 会計年度任用職員の増員を要望し、令和4年度から研修・研究グループに1名増員された。この職員にGIGAスクール構想によって急激に増加したICT関連の業務の一部や、初任者対応業務を担ってもらうこと等によるグループ内での業務分担の見直しにより、業務の平準化を行った。 さらに休暇取得の促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p> |

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意見 | 措置(具体的内容)・対応状況 |
|---|---|
| <p>① 適切な事務処理について【合規性の視点】 需用費(修繕料)での支出について、取り付ける機材の数が仕様を示されていないなかったり、施工後に業者から提出された写真の中に施工前の写真が一部掲載されていない事例も見受けられた。また、その事例の中に、価格の適切性に疑義のあるものも見受けられた。適切で丁寧な事務処理を心がけること。</p> | <p>【措置済】 令和 2年11月16日 起案文書を回議する前に仕様書の内容や受託者の提出書類に不備がないか、起案者が一つ一つ指差し確認を行うこととした。加えて、決裁権者は修正項目を発見した場合、直ちに差し戻し修正のうえ再回議を求めるとし、牽制体制を強化した。価格の適切性については、少額であっても合見積もりや積算を行うなど適正な執行に努めているが、今後も十分な確認を心がけていくこととした。</p> |
| <p>② 特別支援を要する児童生徒への対応について【有効性の視点】 各学校において、特別支援を要する児童生徒の状況に応じて、介助員や支援員を配置するとともに、各学校で組織的な指導・支援ができるよう、特別支援に関する研修を充実させている。また、通常学級においても、平成29年度から校内通級(サポートルーム)支援事業を開始し、毎年度モデル校5校を指定し、支援を行い、多様な支援を要する児童生徒への対応に取り組んでいる。今後も継続して、各学校や児童生徒の特性に応じた対応を取る。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日 介助員・支援員、医療的ケアサポーターを増員し適正に配置した。また、オンデマンド研修を実施した。サポートルームについては、今後も計画的に増設していく。</p> |
| <p>③ 外国籍で特別支援を要する児童生徒について【有効性の視点】 当市は、外国籍児童生徒が特別支援学級に在籍する割合が高いとの報道がある。特別支援学級の対象者は、専門家等で構成される教育支援委員会で判定されており、外国籍であるとの理由での判定はなされていないとのことであるが、数値からは相関性がうかがわれる。言葉が分からないために後天的に知的障害が生じる可能性も考えられるので、個々の事例について、丁寧な対応をしていくこと。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 3月18日 日本語によるコミュニケーションの困難さのために生じる二次的な障害を防ぐため、就学相談で把握した事例について、入学後に効果的な日本語指導がなされるよう、指導課と情報共有した。今後も、外国籍児童生徒の特別支援学級への在籍にかかる教育支援委員会の判定を丁寧に行う。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>④ 将来の学校組織運営について【有効性の視点】</p> <p>就職氷河期に採用の少なかった40代教員に対し、将来の管理職として育成するため、ミドルリーダー研修の充実を図っている。引き続き、人材育成に努めるとともに、将来、40代教員が管理職になる時代の学校組織運営のあり方について検討していくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>引き続きミドルリーダー研修の内容を時代のニーズに合わせて検討を重ね、充実を図っていく。</p> <p>さらに、校内組織においても、ミドルリーダーだけでなく若手教諭等にも指導部長や委員長等のリーダー的役割を積極的に与え、学校運営に自発的に参画する環境づくりを各校で推進させ、次代の管理職育成や将来の学校組織運営につなげる。あわせて、人材確保の視点から、正規教職員の新規採用等についても、学校教育課から県教育委員会へ継続的に要望する。</p> |
| <p>⑤ 学級崩壊阻止への対策について【有効性の視点】</p> <p>発達障害のある児童生徒数の増加傾向が見受けられ、通常学級において、特に低学年で学級崩壊につながるケースも見受けられるとのことである。引き続き、教育支援課と指導課が連携して対応し、早い段階で措置を取る。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>教育委員会によるミドルリーダー研修の内容の充実を図っていくとともに、年齢構成やニーズに応じた校内研修の在り方も改革を促していく。</p> <p>また、校長経験者である教育アドバイザーによる学校訪問時に、新任管理職へのアドバイスや相談等も行っていく。</p> <p>引き続き県教育委員会へも年齢構成等を考慮した人的配置について要望していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学級が機能しない状況が生じないように、引き続き、早い段階で指導課と情報交換し、発達の課題が想定される場合には教育支援課の指導主事が学校訪問に同行するなど連携して対応していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>学級が機能しない状況が生じないように、引き続き、早い段階で指導課と情報交換し、発達の課題が想定される場合には教育支援課の指導主事が学校訪問に同行するなど連携して対応していく。また、必要に応じて関係者会議等に指導主事が出席し、対応策を協議する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑥ 「途切れのない支援」について【有効性の視点】</p> <p>「途切れのない支援」を図るため、特別支援を要する児童生徒については、個人の発達特性や支援の方法等が記載された「相談支援ファイル」を作成しており、中学校までは同ファイルが引き継がれる。「相談支援ファイル」が、中学校卒業後も、進学先・就職先・通所先へと引き継がれるよう、保護者に指導しているとのことであるが、「途切れのない支援」が行われるよう、同ファイルが、中学校卒業後もできる限り進学先に引き継がれるような取組みを行うこと。</p> <p>〔※ 特別支援学級の在籍者は、中学校卒業後、約半数が特別支援学校（県立特別支援学園西日野にじ学園等）、約半数が高等学校（主に定時制・通信制）に進学しており、その後は、ほとんどが一般企業（障害者雇用）での就労又は就労支援を行う施設への通所となる。〕</p> | <p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>県教育委員会の施策として、本市においても中学校から高等学校等への相談支援ファイルの引き継ぎに取り組んでおり、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの担当者会で繰り返し周知を図っている。今後も繰り返し周知していく。</p> |
| <p>⑦ 医療的ケアについて【有効性の視点】</p> <p>医療的ケアを要する児童生徒が、対象校に配置されている「医療的ケアサポーター」の付き添いにより、保護者の付き添いなしで学校生活を送ることができている。また、令和2年度からは、「医療的ケア指導看護師」が、対象校を巡回して「医療的ケアサポーター」と情報を共有するとともに、その役割をカバーしている。学校現場の看護師からは、2者の役割や立場の違いが分かりづらいとの声もあり、2者の役割分担について、現場に明確に伝えること。</p> | <p>【措置済】 令和 3年 7月20日</p> <p>医療的ケア実施校の校長、養護教諭、医療的ケアサポーター、医療的ケア指導看護師が参加する四日市市医療的ケア運営協議会を令和3年7月20日に実施し、役割や立場の違いについて周知した。今後も運営協議会を年2回実施し、繰り返し周知していく。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑧ ICT活用の教育について【有効性の視点】</p> <p>令和元年度は、各小学校につき40台のタブレットを配備された。また、令和2年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整い、令和3年度当初から、その環境で授業における運用が開始される予定である。</p> <p>他県の教育委員会や私立の学校では、コロナ対策でのリモート授業や教材づくりに腐心しているところもあるが、三重県教育委員会や本市ではそのような取組みは見られない。</p> <p>現在、教育支援課が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。また、ICTスキルのない教職員には、十分なフォローアップを行うこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年9月に休校や出席停止に備え、オンライン授業に向けての接続テストや出前研修を行ってきた。令和3年9月には臨時休業に伴って全校オンライン授業を行った。通信環境等で接続するのに苦労した学校もあったが、課題を整理し、ネットワーク環境整備や課題の解消に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、令和3年度2学期以降に全小中学校にクラウド活用についての出前研修を実施し、さらなるタブレットの有効活用を図っていく。</p> <p>授業での活用方法については、小学校3校、中学校2校のICT活用実践推進校で研究を重ね、公開授業等を通して全校への展開を図っている。</p> <p>情報化推進リーダー養成講座を開設し、各学校におけるICT活用に関するリーダーを育成し、OJTによる教職員の全体のICTスキル向上をはかる。また、教育支援課指導主事による各学校への出前研修を継続して実施する。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度は、ICT活用実践推進校（小学校3校、中学校2校）で研究を重ね、公開授業等を通して全校への展開を図った。</p> <p>令和4年度も同様に研究を進め、公開授業を実施していく。</p> <p>令和4年度は各小中学校への出前講座を、学校のニーズに合った内容の研修が行えるようにする予定である。また、ICT関係に長けた校長経験者が、ICTアドバイザー的な役割として各中学校を巡回する予定である。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>⑨ 校務支援システムの効果について【有効性の視点】</p> <p>校務支援システムについて、学校現場において、事務が効率化されたとの意見もある一方、改善要求も上がっている。できる限り、現場の実情に合った改善を行っていくこと。また、システム導入による時間外勤務の削減への効果について検証していくこと。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>各学校から課題等を収集し、校務支援システム検討委員会等で改善について検討を行ってきた。また、システム入力されたデータや、管理職への聞き取りにより勤務実態を把握し、時間外勤務の削減効果を検証するとともに、実現可能な改善については随時実施し、欠席連絡システムとの連携や県旅費システムとの連携等について継続的に改善を図っていく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度から学校からの保護者への連絡は、これまでのメール配信に代わって統合型保護者連絡システムを導入する。これによって学校からの一方的に配信するだけでなく、保護者から欠席連絡を受けることができるようになる。</p> <p>また、校務支援システムと連携させることによって欠席データを反映させることにより、小学校の連絡帳による欠席連絡や中学校の電話による欠席連絡と比べて業務軽減につながる。</p> <p>さらに、効果的なシステムとなるように継続的に改善に努める。</p> |
| <p>⑩ 人材への投資について【有効性の視点】</p> <p>教育委員会職員の人材育成・知識習得は極めて重要であり、研修等の予算確保を図ること。</p> | <p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校現場において多様化する課題等のニーズに対応するような研修計画と、集合研修とオンライン研修の組み合わせ等、新たな研修方法について検討を行い、予算を確保していく。</p> |
| | <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>先進的な取り組みをしている自治体や学校等への視察、各種研修会に積極的に参加するための旅費や参加費の予算を確保する。</p> <p>また、教育委員会内では、指導主事研修会の充実や、教職員研修会への積極的な参加を促して最新の情報や技術の習得を図る。</p> |

リスク発現の可能性があるもの

| 監査結果 | 対応状況 |
|--|---|
| <p>(5) 不登校対応と国の方針との整合性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が令和元年10月25日に出した「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、支援の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、謳われている。しかし、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」では、関係機関との連携について推奨しているものの、最終的な目標をあくまで登校としているように見受けられるが、国の方針との整合性が取れていないのではないか。 <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 市としては、不登校児童生徒に対する指導目標は、あくまで「登校」に導くことであり、国の方針との違いが見受けられる。</p> | <p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>本市の方針は、「不登校児童生徒への支援は、学校や教室の復帰を目指すことはもちろんだが、学校復帰のみを目的とするのではなく復帰が難しい児童生徒については、将来の社会的自立に向けた支援を行う。」であり、国の方針に沿っている。</p> <p>「登校を促す早期アプローチ」は、上記の方針をもとに、令和3年4月に内容の改訂を行った。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>本市の方針は、「不登校児童生徒への支援は、学校や教室の復帰を目指すことはもちろんだが、学校復帰のみを目的とするのではなく復帰が難しい児童生徒については、将来の社会的自立に向けた支援を行う。」であり、国の方針に沿っている。</p> <p>小中学校には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を周知し、個々の不登校児童生徒に応じた教育機会の確保を指導・助言している。</p> |